

第98期 定時株主総会 招集ご通知

日時
2019年6月27日（木曜日）
 午前**10時** 受付開始：午前9時

場所
 福岡市中央区大名二丁目12番1号
 当行本店7階会議室

目次

第98期定時株主総会招集ご通知	1
第98期事業報告	3
計算書類	20
監査報告書	40
株主総会参考書類	42
第1号議案 剰余金の処分の件	42
第2号議案 定款一部変更の件	43
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	56
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	60
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額設定の件	64
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	64
第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職 慰労金贈呈の件	65
第8号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度 廃止に伴う打ち切り支給の件	66
第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件	68

証券コード 8540
2019年6月7日

株 主 各 位

福岡市中央区大名二丁目12番1号
株式会社福岡中央銀行
取締役頭取 古村 至朗

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
2 場 所 福岡市中央区大名二丁目12番1号
当行本店7階会議室

3 目的事項

報 告 事 項 第98期（2018年4月1日から
2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の
内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
第8号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う
打ち切り支給の件
第9号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する
株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

開催日時 2019年6月27日（木曜日）
午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご記入いただき、行使期限までに到着するよう
ご郵送ください。

なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、
「賛」の表示があったものとして取り扱わせて
いただきます。

行使期限 2019年6月26日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第98期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務の他、代理業務、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の窓口販売等を行っております。

[金融経済環境]

2018年度のわが国経済は、西日本豪雨（平成30年7月豪雨）や北海道胆振東部地震など相次ぎ発生した自然災害による一時的な落ち込みはあったものの、総じて緩やかな回復基調を辿りました。海外経済の減速の影響から輸出や生産面に弱い動きがみられたものの、企業収益や景況感が概ね良好な水準を維持するもとの、設備投資は増加傾向で推移いたしました。また、個人消費も災害の影響による一時的な下振れがあったものの、雇用・所得環境の改善を背景に底堅い動きとなりました。

なお、先行きにつきましては、雇用情勢の改善が続く中で、政府等による各種政策効果もあって緩やかな回復局面が続くものと考えられますが、米国の通商政策や金融政策の正常化が世界経済に与える影響、中国を始めとする新興国・資源国経済の動向や英国のEU離脱交渉問題等、海外経済の不確実性が景気の下押しリスクとなっており、これらの動向には留意する必要があります。

金融情勢につきましては、堅調な米国経済を背景にドル高・円安が進行、期初21,000円台で始まった日経平均株価は、10月初めに約27年ぶりの高値となる24,270円にまで上昇いたしました。しかし、年度後半に入ると、連邦準備制度理事会（FRB）による追加引上げや米中貿易摩擦など世界経済への下押し圧力が強まり、12月には一時20,000円を割り込む展開となりました。その後、米国の金融政策がより慎重に進められるとの見方や米中協議の進展期待が拡がったこと

などから上昇に転じ、当年度末は21,000円台となりました。

一方、国内金利は、長期及び短期金利ともに引き続き低位で推移いたしました。7月の金融政策決定会合で、日本銀行が「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」を決定して以降、イールド・カーブは超長期ゾーンを中心にスティープ化が進んでいたものの、米中貿易摩擦などによる先行き不透明感を背景に再びフラット化が進行、長期金利（10年国債利回り）はマイナス圏で当年度末を迎えました。

【事業の経過及び成果】

このような金融経済環境のもと、役職員一同、業績の向上と経営体質の強化に努めてまいりました結果、業容面では、預金及び譲渡性預金は前年同期比85億46百万円増加し、3月末残高は、4,767億68百万円となりました。貸出金は前年同期比19億74百万円増加し、3月末残高は3,764億20百万円となりました。有価証券は前年同期比66億78百万円減少し、3月末残高は838億10百万円となりました。

損益面では、経常利益は前年同期比5億21百万円減少して7億90百万円となりました。また当期純利益につきましては、前年同期比3億89百万円減少して4億79百万円となりました。

営業面では、公共債、証券投資信託及び保険の預り資産残高は、2019年3月末で436億円となっております。

【対処すべき課題】

雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、緩やかな景気回復の持続が期待されるものの、一方で、人口減少や少子高齢化に伴うマーケットの縮小、異業種による金融業参入や低金利環境の長期化など、金融機関を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境のもと、当行は、2018年4月に3年間を計画期間とする「中期経営計画」をスタートさせ、持続可能なビジネスモデルの実現に向けた取組みを推進しております。この「中期経営計画」では、当行の強みを生かしたビジネスモデルを更に進化させることで、お客さまとの信頼関係を強化し、共に成長していく3年間と位置付け、その存在意義をあらためて示すべく、表題を「行動の原点は、中小企業専門金融機関」とし、副題には「これまでも、そしてこれからも、

地域になくなくてはならない福岡中央銀行となるために」を掲げております。また、これまで以上にお客さまのニーズに寄り添った金融サービスを提供することで、当行の本質的価値や競争力を高め、地域から信頼され選ばれ続ける銀行となるために、4つの基本方針「地元中小企業のニーズに寄り添ったサービスを提供し、共に喜び、共に発展する」、「営業基盤の拡大と生産性の向上により、収益力を強化する」、「人材の育成と適正な評価により、活気ある組織づくりを行う」、「コンプライアンスの遵守とガバナンスの強化により、地元で一番信頼される銀行を目指す」を定めております。

この「中期経営計画」における諸施策の着実な遂行により、今後とも地域の中小企業及び個人の皆様にとって、なくてはならない「この街でごいっしょに」の地域金融機関を目指し、役職員一致協力して努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	4,431	4,491	4,570	4,620
定期性預金	2,760	2,743	2,724	2,696
その他	1,670	1,747	1,845	1,923
貸 出 金	3,594	3,679	3,744	3,764
個人向け	937	832	844	842
中小企業向け	2,345	2,545	2,607	2,640
その他	311	300	292	281
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	966	949	904	838
国 債	578	490	434	429
その他	388	458	470	408
総 資 産	4,897	5,170	5,236	5,300
内 国 為 替 取 扱 高	12,434	12,337	12,218	12,237
外 国 為 替 取 扱 高	16百万ドル	12百万ドル	24百万ドル	13百万ドル
経 常 利 益	1,888百万円	1,009百万円	1,311百万円	790百万円
当 期 純 利 益	1,069百万円	705百万円	868百万円	479百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	39円48銭	260円48銭	320円46銭	176円94銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸出金のうち中小企業向けの欄は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に対する貸出を記載しております。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
4. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	481人	504人
平均年齢	40年6月	39年9月
平均勤続年数	17年10月	17年1月
平均給与月額	354千円	348千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
福岡県	店 41	うち出張所 (2)	店 41	うち出張所 (2)
合計	41	(2)	41	(2)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を15カ所（前年度末15カ所）設置しております。

当年度新設営業所
該当ありません。

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	698
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
勘定系システム（更改）	318
店舗建替等	102

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

該当ありません。

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ②第二地銀協地銀40行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫260金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合142組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連693（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ③第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ④ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(2018年度末現在)

氏名	地位及び担当		重要な兼職	その他
古村至朗	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当		
栗原学	専務取締役 (代表取締役)	融資統括部・ 人事総務部担当 兼北九州本部長		
井桁善廣	常務取締役	営業統括部・ ビジネスサポート部担当		
布施圭一郎	常務取締役	総合企画部・国際証券部・ 事務部・顧客相談室担当		
石塚昭二	取締役	総合企画部長		
草場勇次	取締役	融資統括部長		
山下知成	取締役	本店営業部長		
三浦康昭	取締役	人事総務部長		
倉富純男	取締役 (社外取締役・非常勤)		西日本鉄道(株) 代表取締役社長執行役員	
林田スマ (本名 平田スマ)	取締役 (社外取締役・非常勤)		公益財団法人 大野城まどかびあ館長	
力丸光典	常任監査役 (常勤)			
鎮西正直	監査役 (社外監査役・非常勤)		大分共同火力(株) 代表取締役社長	
行正晴實	監査役 (社外監査役・非常勤)		公認会計士	
米倉和久	監査役 (社外監査役・非常勤)		西部瓦斯(株) 取締役常務執行役員	
(退任した役員)				
道永幸典	監査役 (社外監査役・非常勤)			(2018年6月 28日辞任)

- (注) 1. 退任した役員の地位は退任時のものであります。
2. 取締役倉富純男氏及び林田スマ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役鎮西正直氏、行正晴實氏及び米倉和久氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 倉富純男氏、林田スマ氏、鎮西正直氏、行正晴實氏及び米倉和久氏は、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役行正晴實氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10名	133
監 査 役	5名	30
計	15名	163

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等44百万円を支払っております。
3. 取締役の報酬等は、2006年6月29日開催の第85期定時株主総会で決議された限度額15百万円以内（月額）と定めております。
 なお、取締役の報酬限度額は、使用人としての報酬等は含んでおりません。
4. 監査役の報酬等は、2005年6月29日開催の第84期定時株主総会で決議された限度額4百万円以内（月額）と定めております。
5. 上記報酬等には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額45百万円（取締役38百万円、監査役6百万円）を含んでおります。
6. 上記のほか、2018年6月28日開催の第97期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し退職慰労金を以下のとおり支払っております。
 ・退任監査役（社外役員） 1名 2百万円
 なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した当該監査役に係る役員退職慰労引当金繰入額1百万円を含んでおります。
7. 上記報酬等には、社外役員に対する報酬等19百万円を含んでおります。

(3) 責任限定契約

区 分	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
社 外 取 締 役 社 外 監 査 役	<p>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。</p> <p>上記の責任限定が認められるのは、社外取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。</p>

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
倉富純男 (取締役)	西日本鉄道(株) 代表取締役社長執行役員
林田スマ (取締役)	公益財団法人 大野城まどかぴあ館長
鎮西正直 (監査役)	大分共同火力(株) 代表取締役社長
行正晴實 (監査役)	公認会計士
米倉和久 (監査役)	西部瓦斯(株) 取締役常務執行役員

(2) 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び 監査役会への出席状況	取締役会または 監査役会における発言 その他の活動状況
倉富純男 (取締役)	4年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会15回のうち11回出席	議案・審議等に必要な発言を適 宜行っております。
林田スマ (取締役)	3年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会15回のうち15回出席	議案・審議等に必要な発言を適 宜行っております。
鎮西正直 (監査役)	7年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会15回のうち13回出席 監査役会15回のうち15回出席	議案・審議等に必要な発言を適 宜行っております。
行正晴實 (監査役)	1年9ヵ月	当事業年度開催 取締役会15回のうち15回出席 監査役会15回のうち15回出席	主に公認会計士としての専門的 見地から、必要に応じ適宜発言 を行っております。
米倉和久 (監査役)	9ヵ月	監査役就任後開催 取締役会11回のうち10回出席 監査役会8回のうち8回出席	議案・審議等に必要な発言を適 宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	19	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記報酬等には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額 4 百万円を含んでおります。
3. 上記のほか、2018年6月28日開催の第97期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役 1 名に対し退職慰労金を 2 百万円支払っております。なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した当該監査役に係る役員退職慰労引当金繰入額 1 百万円を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 8,000千株
発行済株式の総数 2,737千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 1,653名

(3) 大株主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福岡銀行	402千株	14.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	211	7.80
福岡中央銀行行員持株会	192	7.11
株式会社西日本シティ銀行	151	5.61
株式会社宮崎太陽銀行	133	4.92
西部瓦斯株式会社	133	4.91
西日本鉄道株式会社	124	4.59
株式会社豊和銀行	114	4.21
株式会社南日本銀行	111	4.10
学校法人帝京大学	64	2.39

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 藤井 義博 指定有限責任社員 伊加井 真弓	37	(注) 3

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当該事業年度に係る報酬等は、公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）に基づくものであります。なお、上記以外の報酬等は該当ありません。

3. 当行監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款及び当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断及び被害防止のための体制整備に努める。

財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備・運用、

評価するための規定を定め、財務報告の信頼性確保を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取り締役に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査役の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の前号の使用人の人事異動や人事考課等については常勤監査役の意見を尊重する。また、当該使用人は専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容をすみやかに報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の定めに基づき、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途）設けるとともに代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当行では、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。

当行は、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置、開催するとともに、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則った業務処理がなされているかをチェックする体制を整備するとともに、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の

実践に向け諸活動を展開しております。さらに、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングするとともに、コンプライアンスガイドブックに基づく職場研修や啓蒙活動を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

また、当行では独立した内部監査部門である監査部が、業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等との整合性ならびにその有効性を検証しております。

監査役は監査部や会計監査人と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第98期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	52,990	預金	462,064
現預	5,892	当座預金	14,459
預け	47,098	普通預金	174,449
有価証券	83,810	貯蓄預金	463
国債	42,953	通知預金	2,061
地方債	3,604	定期預積	265,816
社債	3,604	その他預金	3,862
株式	17,247	譲渡性の預金	950
その他の証券	8,329	債券取引受入担保金	14,703
貸出	376,420	未払法人税等	20,681
割引手形	11,676	未払費用	2,102
手形貸付	7,092	未払受取	237
証書貸付	316,099	給付補填備	817
当座貸越	27,422	繰入金債	302
外国為替	25,806	繰入金債	0
外国他店預け	190	繰入金債	19
その他資産	190	繰入金債	10
未収収益	4,949	繰入金債	715
未収収益	394	役員退職慰労引当金	228
その他の資産	4,554	睡眠預金払戻引当金	151
有形固定資産	13,563	繰延税金負債	289
建物	394	再評価に係る繰延税金負債	1,878
土地	4,554	支払承諾	215
リース資産	13,563	負債の部合計	502,316
建設仮勘定	2,611	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	10,454	資本剰余金	2,500
無形固定資産	18	資本剰余金	1,203
ソフトウェア	116	利益剰余金	17,445
その他の無形固定資産	362	利益剰余金	1,396
前払年金費用	771	その他利益剰余金	16,049
支払承諾見返	744	固定資産圧縮積立	524
貸倒引当金	27	別途積立	14,825
資産の部合計	1,771	繰越利益剰余金	700
	215	自己株	△126
	△4,589	株主資本合計	21,023
	530,093	その他有価証券評価差額金	2,500
		土地再評価差額金	4,253
		評価・換算差額等	6,754
		純資産の部合計	27,777
		負債及び純資産の部合計	530,093

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第98期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		9,875
資	金 運 用 収 益	8,030	
	貸 出 金 利 息	6,841	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,165	
	預 け 金 利 息	23	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	1,024	
	受 入 為 替 手 数 料	350	
	そ の 他 の 役 務 収 益	673	
そ	の 他 の 業 務 収 益	5	
	外 国 為 替 売 買 益	5	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	
そ	の 他 の 経 常 収 益	815	
	株 式 等 売 却 益	485	
	そ の 他 の 経 常 収 益	329	
経	常 費 用		9,084
資	金 調 達 費 用	240	
	預 金 利 息	238	
	譲 渡 性 預 金 利 息	1	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	借 入 金 利 息	0	
役	務 取 引 等 費 用	1,016	
	支 払 為 替 手 数 料	80	
	そ の 他 の 役 務 費 用	935	
営	業 の 経 常 費 用	6,599	
そ	の 他 の 経 常 費 用	1,228	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	830	
	貸 出 金 償 却	1	
	株 式 等 売 却 損	6	
	そ の 他 の 経 常 費 用	390	
経	常 利 益		790
特	別 損 失		7
	固 定 資 産 処 分 損	7	
税	引 前 当 期 純 利 益		783
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	401	
法	人 税 等 調 整 額	△97	
法	人 税 等 合 計		303
当	期 純 利 益		479

第98期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	2,500	1,203	1,396	528	14,125	1,052	17,102	△125	20,680
当期変動額									
剰余金の配当						△135	△135		△135
当期純利益						479	479		479
自己株式の取得								△0	△0
固定資産圧縮 積立金の取崩				△4		4	—		—
別途積立金の積立					700	△700	—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	△4	700	△352	343	△0	342
当期末残高	2,500	1,203	1,396	524	14,825	700	17,445	△126	21,023

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,963	4,253	8,217	28,898
当期変動額				
剰余金の配当				△135
当期純利益				479
自己株式の取得				△0
固定資産圧縮 積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,463	—	△1,463	△1,463
当期変動額合計	△1,463	—	△1,463	△1,120
当期末残高	2,500	4,253	6,754	27,777

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち株式については原則として決算期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券等については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

そ の 他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は370百万円、延滞債権額は12,166百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,178百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,715百万円であります。
 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,092百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有 価 証 券	20,888百万円
預 け 金	4百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	316百万円
債券貸借取引受入担保金	20,681百万円
その他の負債	30百万円

上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券16,010百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金4,000百万円及び保証金5百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等は該当ありません。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,609百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが24,435百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について、地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,190百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 7,720百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 144百万円

(損益計算書関係)

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及 びその 近親者	林田 英一 (当行取締役 林田 スマの 長男)	—	—	医 療 業	—	資金の貸付	融資取引	△33	貸出金	22

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 融資取引については、市場金利を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,737	—	—	2,737	
合 計	2,737	—	—	2,737	
自己株式					
普通株式	28	0	—	28	(注)
合 計	28	0	—	28	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2018年6月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	67百万円	25.00円	2018年 3月31日	2018年 6月29日
2018年11月21日 取 締 役 会	普通株式	67百万円	25.00円	2018年 9月30日	2018年 12月5日
合 計		135百万円			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 67百万円
- ② 1株当たり配当額 25.00円
- ③ 基準日 2019年3月31日
- ④ 効力発生日 2019年6月28日

なお、配当原資は、その他利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金及び貸出業務を中心とした金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、顧客からの預金や借入金等によって資金調達を行っております。

また、資金運用については、顧客への貸出金を主として、その他コールローン及び株式、債券を主体とした有価証券等にて行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失し損失を被ることであり、経済環境等の状況の変化によって、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券については主に株式、債券等であり、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

なお、当行が保有する金融負債は、主として顧客からの預金、日本銀行からの借入金等であり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、信用リスク管理主管部の融資統括部が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うもので、自己査定の集計結果等については経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、信用リスク管理主管部の融資統括部が、業種集中度合や大口集中度合等のリスクの状況を定期的に取り締役会等に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。この制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

また、信用リスクの計量化を行い、リスク統合管理部署の総合企画部は、融資統括部が計測した信用リスク量の他、定性的評価等をモニタリングし、その結果を定期的なリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

② 市場関連リスクの管理

イ. リスク管理体制

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、市場における種々のリスク要因の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに分けられます。

当行では、市場関連リスク量を適切にコントロールするために、国際証券部及び総合企画部を主管部として市場関連リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場関連リスクについては市場関連リスク量を計測し、また、シミュレーション分析等を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場関連リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを試算しております。

国際証券部及び総合企画部は、市場関連リスクの状況について、定期的に経営に報告しており、ALM委員会等において、市場関連リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場関連リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

ロ. 市場関連リスクに係る定量的情報

当行では、「有価証券」については「VaR（バリュー・アット・リスク）」という手法を用い、時価変動リスク量を算出しております。VaRとは、将来の一定の期間（保有期間）に、ある一定の可能性の範囲内（信頼区間）で生じ得る最大損失額を統計的に推計した指標のことであります。「有価証券」のリスク管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」（保有期間1年（240営業日）、信頼区間99%、観測期間5年（1,200営業日））という手法により算定しております。

2019年3月31日現在、当行の「有価証券」にかかる市場関連リスク量（損失額の推計値）は、3,991百万円であります。

なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しており、使用する計測モデルが十分な精度により市場関連リスクを捕捉していることを検証する体制を構築しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場関連リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、当行において、「有価証券」以外に主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「預金及び譲渡性預金」、「借入金」であり、金利変動による影響額を把握しております。その他すべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2019年3月31日現在、指標となる金利が100ベース・ポイント（1.00%）上昇したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は1,880百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、財務状況の悪化等や市場の混乱により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被ることです。当行は安定した資金繰りの確保に努め、流動性リスクの最小化を図るとともに、経営の健全性を確保するために、流動性リスク管理規定を制定し、平常時・懸念時・緊急時の対応を取決めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	52,990	52,990	0
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	82,783	82,783	—
(3) 貸出金	376,420		
貸倒引当金（*）	△4,412		
	372,008	376,374	4,366
資 産 計	507,782	512,149	4,366
(1) 預金	462,064	462,228	163
(2) 譲渡性預金	14,703	14,703	0
(3) 債券貸借取引受入担保金	20,681	20,681	—
負 債 計	497,450	497,613	163
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。公募投資信託は公表されている基準価格、私募投資信託等は証券会社等より入手する基準価格または純資産価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間（3ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。
(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	733
② 組合出資金(*2)	293
合 計	1,027

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	47,098	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有 目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	15,840	40,568	5,209	1,143	1,321	2,535
貸出金(*)	50,785	26,167	48,867	26,525	43,210	142,705
合 計	113,724	66,736	54,076	27,668	44,532	145,241

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない12,536百万円、期間の定めのないもの25,620百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	3ヵ月以内	3ヵ月超 6ヵ月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
預金(*)	244,580	59,330	102,526	36,729	18,109	788
譲渡性預金	13,850	137	715	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	20,681	—	—	—	—	—
合計	279,113	59,468	103,241	36,729	18,109	788

(*) 預金のうち、要求払預金については、「3ヵ月以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」を記載しております。

なお、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は、該当ありません。

1. 売買目的有価証券（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計 上 額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,367	4,069	2,297
	債券	60,797	59,133	1,663
	国債	42,953	41,616	1,337
	地方債	3,404	3,361	42
	社債	14,439	14,155	283
	その他	7,414	7,070	344
	小 計	74,580	70,274	4,305
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,227	1,709	△481
	債券	3,007	3,008	△0
	国債	—	—	—
	地方債	200	200	△0
	社債	2,807	2,808	△0
	その他	3,967	4,120	△152
	小 計	8,203	8,838	△635
合 計		82,783	79,113	3,670

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	829	476	6
その他	58	8	—
合 計	888	485	6

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間における時価の推移等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,381百万円
減価償却費	185
未払賞与	115
その他	388
繰延税金資産小計	2,071
評価性引当額	△420
繰延税金資産合計	1,651
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,170
固定資産圧縮積立額	△229
前払年金費用	△539
資産除去費用の資産計上額	△0
繰延税金負債合計	△1,940
繰延税金負債の純額	△289百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	10,256円92銭
1株当たりの当期純利益金額	176円94銭

(持分法損益等)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 福岡中央銀行
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福岡中央銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2019年5月13日

株式会社 福岡中央銀行 監査役会

常任監査役（常 勤）	力 丸 光 典	㊤
監 査 役（社外監査役）	鎮 西 正 直	㊤
監 査 役（社外監査役）	行 正 晴 實	㊤
監 査 役（社外監査役）	米 倉 和 久	㊤

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、長期的、安定的な配当の継続を基本方針としながら、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円

配当総額 67,704,300円

(注) 中間配当を含めると、年間の配当金は1株につき金50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 2015年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(以下「改正会社法」という。)により、株式会社の新たな機関設計として監査等委員会設置会社が導入されました。

当行は、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

つきましては、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を可能とするため、取締役への権限委譲に関する規定を新設するものであります。

(2) 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。当行においても業務執行を行わない取締役との間での責任限定契約の締結を可能とするため、責任限定契約に関する規定の変更をいたしたいと存じます。

なお、この定款変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) 現行定款第35条において、社外監査役との責任限定契約の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の社外監査役の行為について責任の限定を明確にするため、社外監査役の責任限定契約に関する経過措置を附則として新設するものであります。

(4) 当行を取り巻くマーケット環境等に応じて、地域社会において継続的に金融仲介機能を発揮していくため、今後の中長期的な資本政策及び財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、普通株式とは異なる種類の株式(A種優先株式)の発行を可能にするために、諸規定

を新設するものであります。
 (5) その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② 監査役 ③ 監査役会 ④ 会計監査人	第 4 条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 ① 取締役会 ② <u>監査等委員会</u> (削除) ③ <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、800万株とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、800万株とし、 <u>普通株式、第 1 回A種優先株式、第 2 回A種優先株式 (以下、併せて「A種優先株式」といい、第 1 回ないし第 2 回A種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各A種優先株式」という。)</u> の発行可能種類株式総数は、それぞれ、800万株、100万株、100万株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (条文省略)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第9条～第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (基準日) (条文省略) (新設)</p> <p>(2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、<u>全ての種類の株式について100株とする。</u></p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 (基準日) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、前項の規定を準用する。</u></p> <p>(3) 前2項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>第13条の2 (A種優先株式) 当銀行の発行するA種優先株式の内容は第13条の2の2から第13条の2の10のとおりとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第13条の2の2 (A種優先配当金)</u></p> <p>当銀行は、<u>第36条に定める剰余金の配当を</u>するとき、<u>当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主</u> (以下「A種優先株主」という。) または <u>A種優先株式の登録株式質権者</u> (以下「A種優先登録株式質権者」という。) に対し、<u>普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に、各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭</u> (以下「A種優先配当金」という。) の配当をする。ただし配当年率は8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第13条の2の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(2) ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第13条の2の3 (A種優先中間配当金)</u> 当銀行は、<u>第37条に定める中間配当</u>をするときは、<u>当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</u></p>
(新設)	<p><u>第13条の2の4 (A種優先株主に対する残余財産の分配)</u> 当銀行は、<u>残余財産を分配するとき</u>は、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u></p> <p>(2) <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>第13条の2の5 (A種優先株主の議決権)</u> <u>A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>第13条の2の6 (取得および消却)</u> 当銀行は、<u>各A種優先株式を取得し、これを消却することができる。</u></p> <p>(2) <u>各A種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第13条の2の7 (金銭を対価とする取得条項)</p> <p>当銀行は、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各A種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各A種優先株主に対して交付するものとする。なお、各A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>(2) 当銀行は、各A種優先株式の取得と引換えに、各A種優先株式1株につき、各A種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p>
(新設)	<p>第13条の2の8 (普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>当銀行は、各A種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって、当該期日に残存する各A種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる各A種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有する各A種優先株式数に各A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第13条の2の9 (株式の分割または併合および株式無償割当て)</p>
(新設)	<p>当銀行は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当銀行は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p>
(新設)	<p>第13条の2の10 (配当金支払義務の免除)</p>
(新設)	<p>第38条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</p>
(新設)	<p>第13条の3 (優先順位)</p>
第3章 株主総会	<p>当銀行の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p>
第14条～第18条 (条文省略)	<p>第3章 株主総会</p>
(新設)	<p>第14条～第18条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p>第3章の2 種類株主総会</p>
(新設)	<p>第18条の2 (種類株主総会)</p>
	<p>第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p>
	<p>(2) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当銀行の取締役は、<u>13名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第20条（取締役の選任） （新設）</p> <p>当銀行の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p> <p>(2) <u>取締役の選任の決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>補欠もしくは増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(3) <u>当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>第19条（取締役の員数） 当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(2) <u>当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条（取締役の選任） 当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>(2) <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	(4) <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
第23条 (取締役会の招集) (条文省略)	第23条 (取締役会の招集) (現行どおり)
(2) <u>取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、さらにこれを短縮することができる。</u> (3) <u>取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u>	(2) <u>取締役会の招集の通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、さらにこれを短縮することができる。</u> (3) <u>取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u>
第24条 (役付取締役、代表取締役および職務代行)	第24条 (役付取締役、代表取締役および職務代行)
取締役会の決議により <u>取締役頭取1名を置き、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u>	取締役会の決議により <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から <u>取締役頭取1名を置き、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</u>
(2)~(4) (条文省略)	(2)~(4) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条（取締役会の決議の省略） 当銀行は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第26条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（<u>社外取締役との責任限定契約</u>） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条（<u>監査役の数</u>） 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第25条（取締役会の決議の省略） 当銀行は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条（<u>業務執行の決定の取締役への委任</u>） 当銀行は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第27条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条（<u>取締役の責任限定契約</u>） 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第29条（監査役の選任）</u> <u>当銀行の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>また、必要に応じ常任監査役若干名を置くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（監査役会）</u> <u>監査役をもって監査役会を組織する。</u> <u>(2) 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規定による。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役会の招集）</u> <u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、さらにこれを短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第34条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条(社外監査役との責任限定契約) <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 (監査等委員会規定) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規定による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 (監査等委員会の招集) <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、さらにこれを短縮することができる。</u> (2) <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第36条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>第38条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、取締役頭取が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第34条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、取締役頭取が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第39条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="696 197 746 225"><u>附則</u></p> <p data-bbox="696 252 1201 316"><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="755 320 1201 539">当銀行は、<u>第98期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますが、迅速な意思決定を行うため、取締役を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当行における地位			
1	ふる	むら	じ	ろう	再任	取締役頭取（代表取締役）		
2	ふ	せ	けい	いち	ろう	常務取締役		
3	いし	づか	しょう	じ	再任	取締役		
4	やま	した	とも	なり	再任	取締役		
5	くら	とみ	すみ	お	再任	社外役員	独立役員	社外取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
1 再任	ふるむら じろう 古村 至朗 (1955年1月18日生)	1977年4月 (株)福岡銀行入行 2006年6月 同行執行役員北九州営業部長 2009年4月 同行取締役常務執行役員 (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員 2009年6月 同社取締役執行役員 2010年4月 (株)福岡銀行取締役常務執行役員九州営業本部長 2011年4月 同行取締役専務執行役員 2012年4月 同行取締役副頭取 2014年4月 当行顧問 2014年6月 当行専務取締役北九州本部長 2015年6月 当行取締役頭取 (現任) [監査部担当]	1,200株
2 再任	ふせ けいいちろう 布施 圭一郎 (1960年7月5日生)	1983年4月 (株)福岡銀行入行 2009年4月 同行事務管理部長 2012年4月 同行市場営業部長 2013年4月 同行執行役員営業推進部長 2015年4月 同行執行役員[監査部担当] (株)ふくおかフィナンシャルグループ執行役員監査部長 2016年4月 当行顧問 2016年6月 当行常務取締役 (現任) [総合企画部・国際証券部・事務部・顧客相談室担当]	500株
3 再任	いしづか しょうじ 石塚 昭二 (1957年8月4日生)	1980年4月 当行入行 2003年6月 当行黒崎支店長 2006年4月 当行雑餉隈支店長 2008年6月 当行人事総務部長 2012年6月 当行取締役人事総務部長 2014年4月 当行取締役融資統括部長 2017年6月 当行取締役総合企画部長 (現任)	1,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4 再任	やました ともなり 山下 知成 (1958年10月2日生)	1983年 4月 当行入行 2005年 6月 当行久留米支店長 2008年 6月 当行雑餉隈支店長 2011年10月 当行西新支店長 2014年 4月 当行小倉支店長 2014年 7月 当行理事小倉支店長 2016年 4月 当行理事本店営業部長 2017年 6月 当行取締役本店営業部長 (現任)	500株
5 再任 社外役員 独立役員	くらとみ すみお 倉富 純男 (1953年 8月13日生)	1978年 4月 西日本鉄道(株)入社 2003年 6月 同社都市開発事業本部流通レジジャー事業部長 2006年 7月 同社都市開発事業本部商業レジジャー事業部長 2007年 6月 同社執行役員都市開発事業本部副本部長兼商業レジジャー事業部長 2008年 6月 同社取締役執行役員都市開発事業本部長 2011年 6月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長 2013年 6月 同社代表取締役社長 2014年 6月 当行社外取締役 2016年 6月 西日本鉄道(株)代表取締役社長執行役員 (現任) 2016年 6月 (株)九電工社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 西日本鉄道(株) 代表取締役社長執行役員	100株

- (注) 1. 取締役候補者 倉富 純男氏が代表取締役社長執行役員である西日本鉄道株式会社と当行の間には、通常の銀行取引があります。その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 倉富 純男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 倉富 純男氏は、西日本鉄道株式会社の取締役を歴任され、その企業経営者としての豊富な経験を有しており、これらに基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総

会終結の時をもって5年となります。

4. 当行は、倉富 純男氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、倉富 純男氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	草場 勇次 新任	取締役
2	林田 すすま 新任 社外役員 独立役員 <small>(本名 平田 すすま)</small>	社外取締役
3	行正 晴実 新任 社外役員 独立役員	社外監査役 (非常勤)
4	神武 章太 新任 社外役員 独立役員	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
1 新任	くさば ゆうじ 草場 勇次 (1958年10月15日生)	1981年 4月 当行入行 2004年 6月 当行雑餉隈支店長 2006年 4月 当行博多支店長 2010年 4月 当行融資統括部長 2013年 7月 当行理事融資統括部長 2014年 4月 当行理事営業統括部長 2015年 6月 当行取締役営業統括部長 2017年 6月 当行取締役融資統括部長 (現任)	700株
2 新任 社外役員 独立役員	はやしだ すま 林田 スマ (本名 平田 スマ) (1947年12月16日生)	1968年 4月 RKB毎日放送(株)入社 1971年12月 同社退職 1980年10月 フリーアナウンサー (現任) 1996年 4月 財団法人大野城市都市施設管理公社女性センター所長 2009年 4月 公益財団法人大野城まどかぴあ館長 (現任) 2015年 6月 当行社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人 大野城まどかぴあ館長	0株
3 新任 社外役員 独立役員	ゆきまさ はるみ 行正 晴實 (1948年2月21日生)	1981年10月 監査法人太田哲三事務所九州事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1985年 3月 公認会計士登録 1998年 7月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2004年 6月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 福岡事務所長 2008年 9月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 常務理事 2010年 9月 行正晴實公認会計士事務所開設 2010年 9月 (株)G T M総研取締役専務執行役員 2012年 7月 同社取締役副社長 2015年 6月 (株)福岡キャピタルパートナーズ取締役 (現任) 2016年 6月 福岡県信用保証協会監事 (現任) 2016年12月 (株)G T M総研顧問 2017年 6月 当行社外監査役 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4	こうたけ しょうた 神武 章太 (1958年2月22日生)	1982年4月 西部瓦斯(株)入社 2008年7月 同社東京事務所副所長 2011年4月 同社長期戦略プロジェクト部長 2013年4月 同社理事経理部長 2015年4月 同社執行役員経理部長 2017年4月 同社常務執行役員経理部長 2019年4月 同社常務執行役員(現任) (2019年6月同社取締役就任予定)	0株
新任			
社外役員			
独立役員			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 林田 スマ氏、行正 晴實氏及び神武 章太氏は社外取締役候補者であります。
3. 林田 スマ氏は、アナウンサーとして培われた豊富な経験と高い見識を有しており、取締役会においても独立した客観的な立場かつ女性の視点での確かな提言・助言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。上記の理由から経営陣から独立した立場で、当行の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 行正 晴實氏は、長年の公認会計士として培われた財務知識と幅広い見識を活かし、大局的かつ専門的な見地からの監査を行っております。同氏は業務執行に対する独立した立場で、引き続き当行の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 神武 章太氏は、西部瓦斯株式会社の経理部長を経て経営管理に精通しており、また執行役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と知識を活かし、当行の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当行は、現在、社外取締役、社外監査役との間で会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、

当行と社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

7. 当行は、現在、林田 スマ氏及び行正 晴實氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、神武章太氏につきましては、本議案が承認された場合、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第85期定時株主総会において月額15百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額15百万円以内（うち社外取締役分月額1百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、月額4百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます榎原 学、井桁 善廣、三浦 康昭の各氏、及び監査役を退任されます力丸 光典、鎮西 正直、米倉 和久の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準に基づいて相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の金額、時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
くわはら まなぶ 榎原 学	2007年 6月 当行取締役 2011年 6月 当行常務取締役 2014年 6月 当行専務取締役（現任）
いげた よしひろ 井桁 善廣	2011年 6月 当行取締役 2015年 6月 当行常務取締役（現任）
みうら やすあき 三浦 康昭	2018年 6月 当行取締役（現任）
りきまる みつり 力丸 光典	2007年 6月 当行取締役 2012年 6月 当行常任監査役（常勤）（現任）
ちんぜい まさなお 鎮西 正直	2011年 6月 当行社外監査役（非常勤）（現任）
よねくら かずひさ 米倉 和久	2018年 6月 当行社外監査役（非常勤）（現任）

第8号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う 打ち切り支給の件

当行は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行った結果、本総会終結の時をもって、取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを、2019年5月14日開催の取締役会で決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役7名及び監査役1名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当行所定の基準に基づいて相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の退任時といたしたく、その金額及び方法等は、取締役については取締役会に、監査役については第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ふるむら じろう 古村 至朗	2014年6月 当行専務取締役 2015年6月 当行取締役頭取（現任）
ふせ けいいちろう 布施 圭一郎	2016年6月 当行常務取締役（現任）
いしづか しょうじ 石塚 昭二	2012年6月 当行取締役（現任）
くさば ゆうじ 草場 勇次	2015年6月 当行取締役（現任）
やました ともなり 山下 知成	2017年6月 当行取締役（現任）
くらとみ すみお 倉富 純男	2014年6月 当行社外取締役（現任）

氏 名	略 歴
はやしだ すま 林田 スマ (本名 平田 スマ)	2015年 6月 当行社外取締役 (現任)
ゆきまさ はるみ 行正 晴實	2017年 6月 当行社外監査役 (非常勤) (現任)

第9号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する 株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当行の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「退職慰労金」で構成されていますが、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2019年5月14日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって取締役及び監査役を対象とした退職慰労金制度を廃止することといたしました。その一方で、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、新たに当行の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、当行株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が承認可決された場合における報酬限度額とは別枠で、本制度に基づく報酬を、役位に応じて取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。本制度は、当行の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

また、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額及び内容を提案するものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、役位に応じて取締役等に付与されるポイントに相当する当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。

※詳細は下記(2)以降のとおり

○本議案の対象となる当行株式等の交付等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。） ・執行役員（国内非居住者を除く。）
-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○本議案の対象となる当行株式が発行済株式の総数に与える影響	
①当行が拠出する金員の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度を対象として合計90百万円
②取締役等が交付等を受ける当行株式の数の上限及び当行株式の取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当行株式等の総数の上限は27,000株 ・ 1事業年度当たりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限は9,000ポイント ・ 1事業年度当たりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限を1ポイント＝当行普通株式1株で換算した株式数の当行発行済み株式総数（2019年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.33% ・ 当行株式は、株式市場または当行（自己株式処分）から取得
③取締役等に対する当行株式等の交付等の時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、取締役及び執行役員を退任したとき ・ 取締役等は、本制度を通じて取得した当行株式を、退任後1年が経過するときまで継続保有する

(2) 当行が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度）を対象とします。（本制度の対象とする期間を以下「対象期間」という。）

当行は、対象期間毎に合計90百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第三段落に記載の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当行株式を株式市場または当行（自己株式処分）から取得します。当行は、信託期間中、取締役等に毎年一定の時期に役位に応じて予め定められたポイントの付与を行い、ポイントに相当する数の当行株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当行は、延長された信託期間毎に合計90百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与及び当行株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当行株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当行が追加拠出する信託金の合計額は、90百万円の範囲内とします。

また、本信託を終了する場合においても、信託期間の満了時

に、受益者要件を充足する可能性のある取締役等が在任している場合には直ちに本信託を終了させずに、当該取締役等が退任し、当行株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。ただし、その場合には取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 取締役等が交付等を受ける当行株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当行株式等の数は、毎年、役位に応じて付与されるポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）により定まります。

1ポイントは当行普通株式1株とし、当行株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当行株式数の調整がなされます。

なお、1事業年度当たりに取締役等に対して付与するポイント総数の上限は9,000ポイントとします。

(4) 取締役等に対する当行株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、所定の受益権確定手続を行うことにより、退任した時点における累積ポイント数に相当する数の当行株式等の交付等を本信託から受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の一定割合に相当する数の当行株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りの当行株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、その時点で付与されている累積ポイント数に相当する数の当行株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当行株式に関する議決権

本信託内にある当行株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

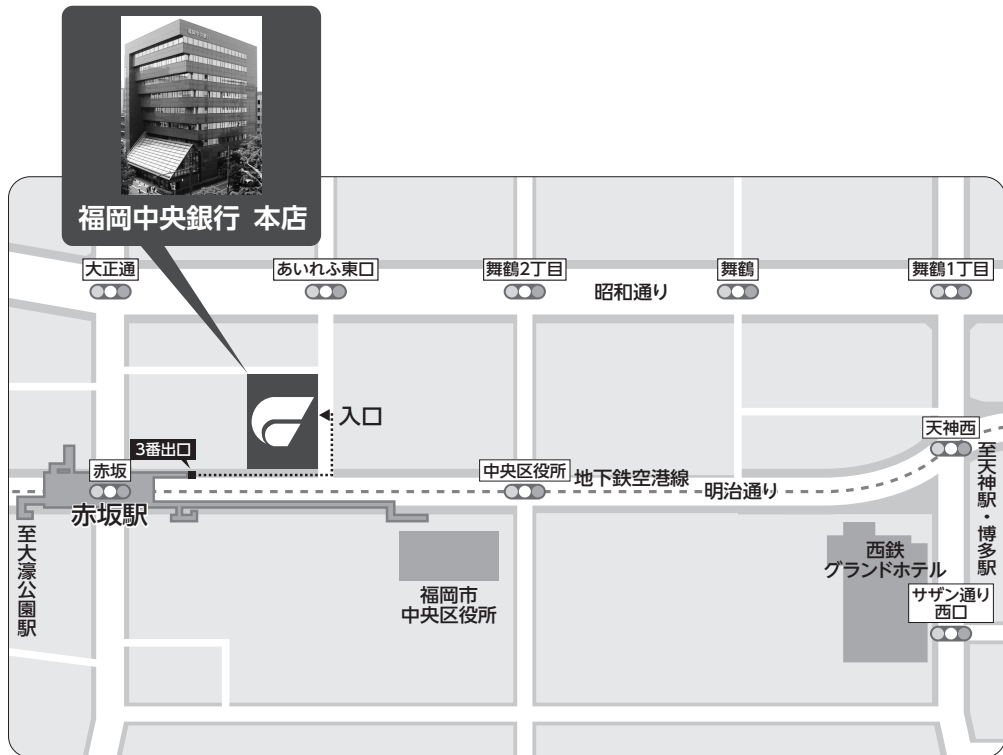
以 上

株主総会会場のご案内

福岡市中央区大名二丁目12番1号

株式会社福岡中央銀行本店 7階会議室

代表電話 (092) 751-4431



交通機関：地下鉄空港線「赤坂駅」3番出口（徒歩1分）